

論点たたき台（改訂版）

令和3年5月18日

1 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方について

(1) 前提となると考えられる論点

- ア 不法行為と差止請求権との要件の異同
- イ 人格的利益に基づく差止請求権の成否
- ウ 最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁の射程
 - (ア) 「明らか」要件の解釈
 - (イ) 本案訴訟に射程が及ぶか
 - (ウ) 検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除に射程が及ぶか
 - (エ) その他¹

(2) 違法性及び差止請求の判断基準ないし判断方法

被侵害利益ごとに、①不法行為、②仮処分における差止請求権、③本案訴訟における差止請求権の各場面を想定して、御議論いただくことが考えられる。

- ア 名誉毀損²
- イ プライバシー
- ウ 名誉感情³
- エ 肖像権
- オ 氏名権
 - (ア) 氏名を冒用されない権利
 - (イ) 氏名を正確に呼称・表記される利益
 - (ウ) その他
- カ その他の人格権又は人格的利益⁴

¹ 被侵害利益ごとの検討は、(2)以下で行う。また、「検索結果に人格権侵害となる情報があるが、収集元ウェブページには人格権侵害となる情報がない場合に射程が及ぶか」といった論点もあり得る。

² 意見ないし論評の表明による名誉毀損の事例において、その基礎となる事実が黙示的にも表示されていない場合の違法性の考え方については、4で御議論いただくことが考えられる。

³ 法人の名誉感情侵害があり得るかも論点となり得る。

⁴ いわゆる「アイデンティティ権」や、「氏名及び出自・国籍を第三者に正しく認識してもらう人格的利益」（仙台地判平成30年7月9日）などが考えられる。

(3) 表現の内容や態様が特に問題となる場合の考え方⁵

ア プライバシー

- (ア) 前科等に関する事案
- (イ) 公共性のない事実の公表が問題となる事案

イ 肖像権

- (ア) 自らインターネット上に投稿した肖像等の画像等の無断転載
- (イ) 被撮影者の同定の要否と程度
- (ウ) スポーツ選手に対する盗撮、撮影した写真や動画の投稿等

2 SNS等における「なりすまし」

- (1) なりすまし行為自体の違法性の有無及び差止請求の可否⁶
- (2) なりすまし行為自体が違法といえない場合の法律構成

ア 名誉毀損

- (ア) なりすまされていること（本人による投稿ではないこと）が明らか
な場合の社会的評価の低下の有無
- (イ) なりすまされていることが明らかではない場合（本人による投稿で
あると認識される場合）の社会的評価の低下の有無

イ プライバシー

ウ 肖像権

エ 氏名権

- (3) なりすまし行為自体が違法といえない場合のアカウント自体の削除⁷

3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題

- (1) 被害者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮
することができるか⁸

⁵ ここで掲げたもののほか、論点2のいわゆる「なりすまし」行為、論点4の個別には違法性を肯定し難い大量の投稿、論点5のヘイトスピーチ、論点6の識別情報の摘示（特定の地域を同和地区であると指摘する情報）も、表現内容や態様に着目した項目である。

⁶ いわゆる「アイデンティティ権」による救済の可否と捉えることが可能である。

⁷ これに関連して、ブログ記事等における情報量の多い1つの投稿の一部にのみ権利を侵害する記載がある場合の削除の範囲や、電子掲示板においてスレッド自体を削除することの可否を検討することも考えられる。

⁸ ①スレッドやウェブページのタイトル、②同一のスレッド又はウェブページ内の前後の投稿、③関連する別のスレッド又は同一のウェブサイト内の他の投稿、④特定のSNSアカウントのタイムライン上の前後の投稿、⑤SNSにおける同一ツリー内の他の投稿、⑥同一のハッシュ

(2) まとめサイトをめぐる諸問題

- ア 原投稿をそのまま転載している場合／編集・加工等している場合
- イ まとめサイトのコメント欄にされた投稿

(3) リツイート等による権利侵害

リツイート (Twitter) , いいね (Twitter, Facebook)

(4) リンクの設定による権利侵害

リンク先の情報にのみ権利を侵害する情報がある場合等

(5) 基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明⁹

(6) ハンドルネームに対する権利侵害¹⁰

4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

(1) 特定の者が大量に投稿している場合

名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準並びに削除の範囲

(2) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合

名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準並びに削除の範囲

(3) 名誉感情侵害も肯定できない場合の対処の在り方

5 集団に対するヘイトスピーチ

(1) 表現行為と被侵害利益

危害の扇動, 差別の助長, 憎悪の増進, 集団的誹謗, 選挙運動として行われるヘイトスピーチなど¹¹

(2) 集団等に向けられたヘイトスピーチ

権利侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準ないし判断方法

(3) 特定個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方

タグが付された他の投稿, ⑦リンク先の記事, ⑧検索エンジンで検索することにより表示される情報など。

⁹ ロコミサイト等を中心によく見られる類型の投稿である。判例の違法性阻却事由は、基礎となる事実の真実性を要件としているため、基礎となる事実が黙示的にも摘示されていない場合の判断の方向性について、御議論いただくことが考えられる。

¹⁰ 芸名などと異なり、ハンドルネームを通じた社会活動をしていない場合には、権利侵害が認められない傾向にあるように思われる。

¹¹ これらのほかに、特定人について「在日である」などと出自を指摘する表現行為も問題となり得る。

6 識別情報の摘示（特定の地域を同和地区であると指摘する情報）

(1) 特定の個人が同和地区出身であると示す情報

権利侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準ないし判断方法

(2) 特定の地域を同和地区であると示す情報

権利侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準ないし判断方法

(3) 特定個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方

7 その他

(1) ハード・ローとソフト・ローの役割分担について

ア 約款等による自主的な対応の利点と注意点

イ 約款等により自主的に対応すべき具体的な表現類型

ウ 違法性の判断基準を示すガイドラインの充実

(2) 書き込みを削除しないプロバイダ等の責任について

ア プロバイダ責任制限法が適用されるプロバイダ等の損害賠償責任の判断基準

イ 検索事業者の損害賠償責任の判断基準（検索事業者の提供する検索結果が対象になる場合、損害賠償にも「明らか」要件が適用されるのか等）

(3) 行政機関によるインターネット上の表現行為に対するモニタリング

ア モニタリングの必要性・有用性の有無

イ 行政機関がこれを実施するとした場合に踏まえるべき条件等

(4) SLAPP訴訟への対応等